新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成12年新潟県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改

後

前

(特殊診療手当)

第5条 職員のうち、医師等が診療業務に従事した ときは、特殊診療手当を支給する。

正

- 2 前項の手当の額は、勤務1月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第1号の額は、勤務1月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の2分の1に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の2分の1に相当する額とする。(1)~(4) (略)
 - (5) 医師等(管理職員を除く。)が手術又は分娩(以下「手術等」という。)に従事するために正規の勤務時間を超えて勤務した場合の額別表第3に定める点数区分に応じて定める特殊診療手当加算点数の欄に掲げる点数を基礎とし、次に掲げる算定式により算定して得た点数(当該点数が負となるときは、零)の月の合計点数(1点未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を60で除した点数に7,000円を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

ア~ウ (略)

- (6) 産科及び産婦人科の医師が分娩業務に従事した場合の額 分娩1件につき、10,000円を当該業務に従事した医師の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前項第1号に定める計算<u>において、その計算の</u> <u>過程における金額に</u>1円未満の端数<u>が</u>生じたとき は、これを切り捨てるものとする。

4 (略)

(緊急出動手当)

第8条 職員(別に定める職員に限る。)が勤務時間 以外の時間に緊急業務(分娩、手術又は緊急業務 に限る。)に対応するため呼び出され当該緊急業務 に従事したときは緊急出動手当を支給する。 第5条 職員のうち、医師等が診療業務に従事した ときは、特殊診療手当を支給する。

正

- 2 前項の手当の額は、勤務1月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第1号の額は、勤務1月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の2分の1に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の2分の1に相当する額とする。(1)~(4) (略)
 - (5) 医師等(管理職員を除く。)が手術又は分娩(以下「手術等」という。)に従事するために正規の 勤務時間を超えて勤務した場合の額 別表第3 に定める点数区分に応じて定める特殊診療手当 加算点数の欄に掲げる点数を基礎とし、次に掲 げる算定式により算定して得た点数(当該点数 が負となるときは、零)の月の合計点数(1点 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる ものとする。)を60で除した点数に7,000円を乗じ て得た額

ア~ウ (略)

- 3 前項第1号に定める計算<u>の過程で</u>1円未満の端数を生じたとき<u>及び同項第5号により算定した額に1円未満の端数を生じたとき</u>は、<u>これらの端数</u>を切り捨てるものとする。
- 4 (略)

(緊急出勤手当)

第8条 職員(別に定める職員に限る。)が勤務時間 以外の時間に緊急業務(分娩、手術又は緊急業務 に限る。)に対応するため呼び出され当該緊急業務 に従事したときは緊急出動手当を支給する。

2 (略)

(月額の手当の特例)

第10条 手当の額が月額で定められている特殊勤務 手当(第5条に規定する特殊診療手当のうち<u>同条</u> 第2項第1号及び第4号から第6号に係るものを 除く。次項において同じ。)の支給を受ける職員の 1の給与期間における当該手当の業務に従事した 日数(一般職員給与条例第4条に規定する祝日法 による休日等及び年末年始の休日等を含む。)が当 該給与期間における全日数から週休日の日数を差 し引いた日数の2分の1に満たないときは、その 者の特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日 数を基礎として日割りによって計算した額とする。

別表第3 (第5条関係)

(略)

備考 手術を行った場合の点数区分欄の点数は、 「診療報酬の算定方法」(平成20年3月5日厚生 労働省告示第59号)」により算出した点数とする。

2 (略)

(月額の手当の特例)

第10条 手当の額が月額で定められている特殊勤務 手当(第5条に規定する特殊診療手当のうち<u>同条</u> 第2項第1号、第4号及び第5号に係るものを除 く。次項において同じ。)の支給を受ける職員の1 の給与期間における当該手当の業務に従事した日 数(一般職員給与条例第4条に規定する祝日法に よる休日等及び年末年始の休日等を含む。)が当該 給与期間における全日数から週休日の日数を差し 引いた日数の2分の1に満たないときは、その者 の特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数 を基礎として日割りによって計算した額とする。

別表第3 (第5条関係)

(略)

備考

- 1 手術を行った場合の点数区分欄の点数は、 「健康保険法の規定による療養に要する費用 の額の算定方法」(平成6年3月16日厚生省 告示第54号)により算出した点数(以下、「診 療報酬点数」という。)とする。
- 2 分娩を行った場合の点数区分欄の点数は、 分娩毎の産児数により定める次の点数(以下、 「分娩点数」という。)に応じた点数とする。

産児1児の場合3,100点産児2児の場合7,300点産児3児の場合11,500点産児4児以上の場合15,700点

- 3 手術を伴う分娩を行った場合の点数区分欄 の点数は、診療報酬点数 (点数が 3,100 点以 上のものに限る。)に、分娩点数を加えた点数 とする。
- 4 帝王切開を行った場合の点数区分欄の点数 は、診療報酬点数に、分娩毎の産児数により 定める次の点数を加えた点数とする。

産児1児の場合2,000 点産児2児の場合4,800 点産児3児の場合7,700 点産児4児以上の場合10,600 点

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。